

確認事項	取組状況
(1)県民への理解促進： 原子力発電の必要性和発電所の安全性に関する県民への理解促進	● ホームページや様々な広告媒体の活用、エネルギー政策に関する説明会への参加などを通じて、原子力発電の必要性・安全性に関する情報発信 ● 今後の原子力政策の方向性と行動指針（令和8年7月31日 原子力関係閣僚会議決定）において、日本全体における将来の電力の安定供給確保のために必要となる原発の建替え基数の見通しを公表
(3)緊急時の対応： 住民避難時の行動を理解し、円滑・確実に避難できるよう県民への周知・理解促進	● PAZ・UPZ内の指定避難所における避難環境整備を、当面5年で50箇所程度を目途に実施予定 ● 屋内退避を継続するための避難所等の備蓄物資の充実による対策強化 ● 円滑な住民避難等のため民間事業者と実動組織の連携強化に向けた意見交換を新潟県の意向を踏まえ検討 ● 「柏崎刈羽地域の緊急時対応」に基づく継続的な訓練や研修の実施、必要な施設及び装備資機材の整備 ● 屋内退避の運用について、広報資料の充実を予定
(4)避難路の整備促進： 避難路の整備促進等を迅速かつ集中的に整備、UPZ自治体による避難路整備要望への早期方針決定・整備	● 6方向の避難経路の整備に向けて、令和8年度に必要な予算の確保 ● UPZ自治体の避難路整備要望について、新潟県の意向を踏まえた早期の方針決定に向けた事業の精査 ● 「避難路整備の協議の枠組み」の下、避難路の整備の促進や除排雪体制の強化に向け、新潟県の意向を踏まえて関係省庁が連携して支援に取り組む。 ● 原発特措法の対象地域拡大・振興計画の決定により、新潟県のインフラ整備を推進

※（2）原子力発電所の安全性向上に関わる取組を除く。

7つの確認事項に対する政府の取組状況

確認事項

取組状況

(5)県民が懸念を抱く課題への対応：
武力攻撃等対策、使用済み核燃料の処分、原子力災害発生時の風評被害対策と十分な損害賠償などの課題に国が責任をもって取り組む

- 原子力を長期的に利用していくに当たり、核燃料サイクルをはじめとするバックエンドへの対策は重要。核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場については、令和8年6月8日の審査会合において、日本原燃が、設計工事計画認可の審査説明を終了した。引き続き、同工場の竣工に向けて、官民一体で総力を挙げて取り組んでいく。
- 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、令和8年3月3日に東京都小笠原村に、8月31日に茨城県常陸大宮市に、地元の発意を待つことなく国の責任で文献調査実施の申入れを行うなど、国が前面に立って国民の理解醸成に取り組んでいく。

(6)監視強化チーム：
実効性のある活動となるよう取り組み、活動状況を県民に周知

- 内閣官房副長官をチーム長とする「柏崎刈羽原子力発電所の運営に関する監視強化チーム」を2回開催（第1回：令和8年1月22日、第2回：令和8年9月9日）
- 令和8年4月25日に赤澤経済産業大臣及び山田経済産業副大臣（監視強化チーム長代理）、同年6月21日に佐藤内閣官房副長官（監視強化チーム長）が、柏崎刈羽原子力発電所を視察し、発電所の運営状況を確認
- 令和8年7月30日に「市町村による原子力安全対策に関する研究会」の第31回実務担当者会議において監視強化チームの説明を実施。

(7)電源三法交付金の見直し：
電源三法交付金の見直しの検討を早期に進める

- 新潟県には地域振興や住民福祉の向上などの用途に活用いただくため、毎年130億円程度を交付
- 財政上の制約もあるが、真に立地地域の振興のためとなるよう、第7次エネルギー基本計画も踏まえ、必要な財源確保も含めて不断に検討。